

農業委員会からのお知らせ

賃借料情報

農地法の改正により、標準小作料制度が廃止されました。

農地法の規定に基づき農地の賃借料情報の提供を行いますので、農地の貸借契約の目安としてください。前年1月から12月までに締結(公告)された智頭町内の賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりです。

地目	賃借料						使用貸借(賃借料無) データ数
	区域	地帯区分	平均額	最高額	最低額	データ数	
田	A	市瀬・下中島・湯屋・下町・中町・上市場・河原町・奈留・久志谷・篠坂・早瀬・野原・木原・横田・山田・十日市・大坪・岩神・坂原・中田・新見	9,600円	23,000円	900円	3件	81件
	B	A・C区域を除く全域	6,000円	10,000円	4,000円	3件	
	C	板井原・芦津・八河谷・新田・駒帰	該当データなし				
畑	全域		該当データなし			2件	

※1 データ数は、集計に用いた筆数です。 ※2 物納は、集計から除外しています。

※3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

智頭町農作業受託料金表(令和3年度)

作業種別	方法	基準		税込価格	備考
農作業賃金	日当	8時間		6,520円～ 7,330円	
耕うん	請負	10a当たり (約1反)	基盤整備田 未整備田	7,740円 8,760円	2番すきは60%
代かき	請負	10a当たり	基盤整備田 未整備田	5,500円 6,620円	
機械田植	請負	10a当たり	基盤整備田 未整備田	7,740円 9,370円	苗箱18個基準
バインダー	請負	10a当たり	基盤整備田 未整備田	7,740円 9,880円	ひも代を含む
コンバイン	請負	10a当たり	基盤整備田 未整備田	17,620円 19,760円	倒伏・湿田は増
ハーベスター	請負	10a当たり	はげ架け稲 刈り倒し稲	8,760円 13,240円	
農薬散布	貸借	10a当たり		1,120円	機械(燃料付)
	請負	10a当たり		2,240円	薬剤は委託者持ち
生もみ運搬	請負	10a当たり		2,750円～ 3,260円	ライスセンター等までの運賃
乾燥	請負	コンバイン用1袋当たり		390円	粃ずりは業者価格と同額
		60kg当たり(乾燥後)		1,150円	
畦塗り	請負	m当たり		89円	
草刈り	請負	10a当たり		5,500円	乗用モア使用

※面積は実面積(畦畔を除く)、交通費は実費支給、悪条件田・倒稲・燃料等は双方で協議して決めてください。また、特殊な機械装備付きは2～3割増とし双方で協議して決めてください。

※作業受託により農機具を借りて行う業種別の作業賃金は上記金額の半額とします。

けがや事故を起こさないよう無理な作業は避け、安全で快適な農作業を行いましょう。

問合せ先 智頭町農業委員会 ☎75-4121